

決議案第5号

議長不信任決議案

上記のことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年 9月21日

取手市議会議長

入江 洋 一 殿

提出者	取手市議会議員	加 増 充 子
〃	〃	関 戸 勇
〃	〃	遠 山 智恵子
〃	〃	小 池 悦 子

〔提案理由〕

市政の重要問題についてただすべき議員の一般質問を、多数によって封殺に導いた議長の責任は極めて重く、辞職に値する。

議長不信任決議案

市政一般に深くかかわる小浮気・谷中の5自治会で行われた地元説明会は、ボートレース振興会のホームページにあるように、ボートピア設置予定の詐欺まがい行為の事業者に半年間の間翻弄され続け、不安定をもたらされてきました。そのことは、少なからず多くの市民への影響をもたらしました。市は、知らないこととしてきたが、当初から市政協力員からの相談も受けてきたことであり、知らなかったなどとして市の責任を免れるものではありません。ボートピア設置が計画通り進まなかったのは、そのことによる地域、取手全体に与える悪影響がはかりしれないから、多くの市民が反対の声を上げたからでもあります。それはまさしく市政の問題、市長の政治的責任に深くかかわる事務であり、当然議会でたゞす責任が議員にはあります。

市民の運動で中止との事業者の一方的な通知はありましたが、そのことで完全に撤退することになったのか、否か、今後についての不安は多くの市民にあり、それらの疑いをたゞすことは大事なことです。その期待も市民から寄せられています。今回のような重要問題について、たゞすべき議員の一般質問を多数によって封殺に導いた議長の責任は極めて大きいものです。

議員必携にも明記されていますが、議長とは中立性と尊厳性を持った重要な権威を持つ立場で委員会での発言などは、大所高所の立場で、発言することが望ましいとなっています。今回の議長の対応は逸脱しています。

しかも、議事進行上の発言を動議とするあやまった発言のまま進行し、議会運営委員会の開催。その結果、議員として最も大切な一般質問の権利を奪ったことは議会としての自殺行為に当たるものです。議長自ら辞職すべきものであり、よって「議長不信任決議案」を提出した次第です。

平成30年 9月 日

茨城県取手市議会